

# 役員報酬支給基準

公益財団法人  
被爆者福祉会

## 公益財団法人被爆者福祉会 役員の報酬総額及び報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人被爆者福祉会（以下「この法人」という。）定款第29条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員の報酬は、日当とする。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに別表に定める総額を上限とする。

(日当の算定方法)

第4条 役員等の日当は、別表に定める総額の範囲内において、理事会、評議員会は1日当たり1万円とし、他の業務については別に旅費規定に定めるものとする。

(支給方法)

第5条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度支払うものとする。

(変更)

第6条 この規程は、定款第15条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（事業年度の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額
役員	60万円

## 公益財団法人被爆者福祉会 評議員の報酬総額及び報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人被爆者福祉会（以下「この法人」という。）定款第13条の規定に基づき、この法人の評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 評議員の報酬は、日当とする。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する評議員の報酬は、定款第13条で定める総額を上限とする。

(日当の算定方法)

第4条 評議員の日当は、別表に定める総額の範囲内において、評議員会は1日当たり1万円とし、他の業務については別に旅費規定に定めるものとする。

(支給方法)

第5条 評議員の報酬は、その全額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 評議員がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

(変更)

第6条 この規程は、定款第15条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（事業年度の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額
評議員	30万円